三重大学環境・情報科学館 PBL 演習室使用内規

平成 28 年 2 月 22 日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、三重大学環境・情報科学館の PBL 演習室 1 から 6 (以下、まとめて「PBL 演習室」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 PBL 演習室は,三重大学(以下「本学」という。)における学習,教育,研究の進展に資することを主な目的とする。

(使用範囲)

- 第3条 PBL 演習室の一部またすべてを占有もしくは優先的に使用することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 本学が主催する行事に使用する場合
 - (2) 本学の教職員が授業科目の授業に使用する場合
 - (3) 本学の教職員が主催する講演会、研究会、発表会等の学術目的に使用する場合
 - (4) その他附属図書館長が適当と認めたものに使用する場合

(学外者の使用)

第4条 前条の規定にかかわらず、本学の使用に支障がない場合には、国、地方公共団体 及び教育・学術団体その他附属図書館長が適当と認める団体に PBL 演習室を使用させるこ とができる。

(使用できない日)

第5条 PBL演習室を使用できない日は、本学の休業日及び環境・情報科学館の休館日とする。ただし、附属図書館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間)

第6条 PBL演習室の使用時間は、原則として環境・情報科学館の開館時間とする。ただし、附属図書館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用手続)

- 第7条 PBL演習室を使用しようとする者は、PBL演習室使用許可申請書(別紙様式。以下「申請書」という。)を附属図書館長に提出しなければならない。
- 2 申請書は、原則として使用しようとする日の2週間前までに提出しなければならない。 (使用許可基準)
- 第8条 前条の規定により使用を許可する場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 内規に定める要件を満たしていること。
 - (2) 使用目的が営利を目的としないものであること。
 - (3) 特定の政治及び宗教等にかかわる集会でないこと。
 - (4) その他PBL演習室の使用として適当と認められること。

(使用日時の変更等)

第9条 使用者が、使用の許可を受けた後に使用の日時等を変更したり、又は使用を中止したりしようとするときは、速やかに附属図書館長に申し出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 附属図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用 の許可を取消し、変更し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 本学で使用する特別な事情が生じたとき。
- (2) 使用者がこの内規及び使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 申請書の記載事項が事実に反するとき。
- 2 前項の規定により使用の許可を取消し、変更し、又は使用を中止させたことによって、使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責を負わないものとする。 (原状回復)
- 第11条 使用者は、使用が終了したときは、速やかに施設、設備及び備品等(以下「施設等」という。)を使用前の原状に回復のうえ返還するものとする。原状回復が困難であると認められた場合は、費用を弁償しなければならない。

(事務)

- 第12条 PBL 演習室の管理及び運営に関する事務は、図書館チームにおいて処理する。 (雑則)
- 第13条 この規程に定めるもののほか、PBL演習室の使用に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この内規は、平成28年2月22日から施行する

附則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。